



郡山支部情報

「労使間の取扱いに関する協約」締結 2018.10.1~2021.9.30までの3年間

本部は9月20日「労使間の取扱いに関する協約」を3年間の有効期間で締結しました。今改訂は会議室の一時使用や便宜供与についての協約であり、今改訂では「組合活動を規制するものではない」ことを確認しました。今回の協約を含め、労働組合として締結する労働協約は私たち組合員を守るためのものです。また、出向や施策等の「労働条件に関する協約」は今まで通りの取扱いになります。

では、この労働協約はどのような位置づけかということ…

各法令(憲法・労組法等) > **労働協約** > 就業規則

になっています。つまり、組合員は就業規則よりも効力が大きいことになります。

協約にはこのようなことが書かれています(一部例)。

- ① **会社から解雇通告された** → 業務量の減少その他経営上やむを得ない事由により、解雇を必要と会社が認めた場合、組合と協議する(労働条件に関する協約41条2項)
- ② **出向発令された** → 出向期間は原則3年(労働条件に関する協約193条2項)
- ③ **転勤発令・処分など** → 本人の転勤、転職、降職、出向及び待命休暇についての事前通知内容に苦情がある場合、簡易苦情処理を出すことができる(労使間の取扱いに関する協約第38条)

会社は、組合の所属の如何に関わらず不利益を被ることはないと言っていますが、私たち組合員は上記のように、協約という明文化されたものが適用されます。万が一、組合員にとって不利益なことがあっても労働協約にて守られるということになります(就業規則には上記のような事柄は書かれていません!)

明文化された労働協約は私たち組合員を守ってくれます!
今回の締結の意義を理解し、安全で働きがいのある職場を創出そう!